

# 松江市北公園等運動施設予約調整について

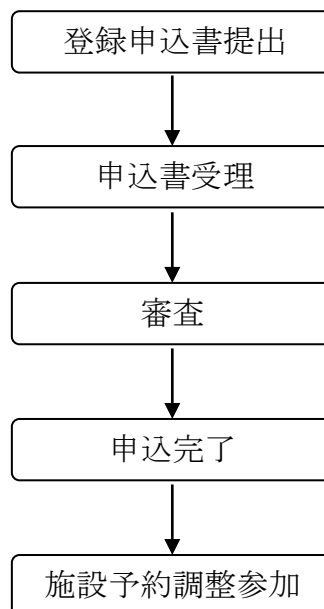
松江市総合体育館の予約調整に参加するには、事前の登録が必要となります。

## 1. 登録申込み資格

- ①各種スポーツ競技団体、クラブチームなどの団体が登録できます。
- ②団体メンバーは小中学生でも可。ただし、成人の指導者が必要となります。
- ③原則として1団体で1登録ですが、以下の場合は2登録まで可能となります。
  - 1) 小学生の部・中学生の部などのように利用対象が明確に分かれている場合。
  - 2) 昼の時間帯はママさん部会・夜の時間帯は勤労者部会のように組織団体の中で部会などが明確に分かれている場合。
  - 3) 初心者クラス・上級者クラスなどのように利用対象者の技術レベルで明確に分かれている場合。

## 2. 登録方法

- ①「施設利用調整登録申込書」、「登録団体名簿」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
- ②登録申込者に対し審査を通過した後、申込完了となります。



- ③団体登録の有効期限は登録年度の施設予約調整期間までとします。

### 3. 予約調整方法

①松江市北公園等運動施設（メインアリーナ・サブアリーナ・多目的ルーム）・北公園多目的広場・楽山庭球場・楽山野球場では、対象月2か月分を予約調整スケジュールに則り予約調整を行います。

②北公園運動施設（北庭球場）では、対象月1か月分の予約を予約調整スケジュールに則り予約調整を行います。

### 4. 登録の抹消

以下の事由があった場合、登録の抹消を行います。

①虚偽の登録内容があった場合。

②施設利用等の規則を守らなかった場合。

③暴言、暴力行為等を行った場合。

### 5. その他の事項

登録料等の費用は、必要ありません。